

建 技 第 546 号
令和3年3月25日

一般社団法人 富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部長

情報共有システムの試行について

このことについて、情報共有システム試行要領を改訂し、以下のとおり実施することとしましたので参考にお知らせします。

つきましては、貴協会に属する会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

1 改定内容

別添の情報共有システム試行要領（令和3年4月 富山県土木部）のとおり

2 適用

令和3年4月1日以降に作成する設計書から適用する。